

令和4年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第45号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について			
目的	令和3年人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠して、琴浦町職員の期末手当の支給割合を改定する改正を行い、民間給与との較差を埋める。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>琴浦町一般職の期末手当について、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 令和4年度以降の期末手当について、支給割合をそれぞれ下記のとおりとする。</p> <p>ア 再任用職員以外の職員 1.2月(年2.4月)</p> <p>イ 再任用職員 0.675月(年1.35月)</p>					
	支給割合		令和3年度		令和4年度	
	再任用職員以外の職員		年2.55月 (6月:1.275月、12月:1.275月)		年2.4月 (6月:1.2月、12月:1.2月)	
	再任用職員		年1.45月 (6月:0.725月、12月:0.725月)		年1.35月 (6月:0.675月、12月:0.675月)	
	<p>(2) 令和4年6月期末手当の額は、改定された支給割合により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、令和3年12月1日時点の下記職員区分ごとに定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。調整額が基準額以上になる場合は、期末手当は支給しない。</p> <p>ア 再任用職員以外の職員 127.5分の15</p> <p>イ 再任用職員 72.5分の10</p> <p>期末手当支給額の調整対象となるのは、令和3年12月に期末手当の支給を受け、かつ、令和4年6月の期末手当の支給を受ける職員。</p>					
補足事項	施行期日 公布の日					

令和4年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例						
議案番号	議案第46号	議案名	琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について									
目的	特別職の国家公務員の給与の額が一般職の国家公務員の給与改定と同時に改定されたことに伴い、琴浦町の特別職の職員(町長、副町長、教育長)に関し、特別職の国家公務員の改定に準じ所要の改正を行う。											
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>特別職の期末手当について、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 令和4年度以降の期末手当について、支給割合を1.625月(年3.25月)とする。</p> <table border="1" data-bbox="357 842 1401 990"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給割合</td> <td>年3.35月 (6月:1.675月、12月:1.675月)</td> <td>年3.25月 (6月:1.625月、12月:1.625月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和4年6月期末手当の額は、改定された支給割合により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。調整額が基準額以上になる場合は、期末手当は支給しない。</p> <p>期末手当支給額の調整対象となるのは、令和3年12月の期末手当の支給を受け、かつ、令和4年6月の期末手当の支給を受ける特別職。</p>							令和3年度	令和4年度	支給割合	年3.35月 (6月:1.675月、12月:1.675月)	年3.25月 (6月:1.625月、12月:1.625月)
	令和3年度	令和4年度										
支給割合	年3.35月 (6月:1.675月、12月:1.675月)	年3.25月 (6月:1.625月、12月:1.625月)										
補足事項	施行期日 公布の日											